

評議員・役員報酬  
などに関する支給規程

社会福祉法人 愛育福社会

## 評議員・役員報酬などに関する支給規程

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人愛育福祉会（以下「本会」という）の評議員・役員報酬等支給に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(評議員・役員報酬)

第2条 評議員・役員報酬は、次により支給される。

- ① 評議員会・理事会への出席
  - ② 研修会、講習会への出席
  - ③ 監事が監査を行う時
  - ④ 全各号のほか、理事長が必要を認めるもの。
- 2 報酬額は、日額5,000円（源泉税を差し引いた額）とする。
- 3 理事長の報酬は日額10,000円（理事長実務に従事した日・源泉徴収を差し引いた額）とし月額40,000円を上限とする。
- 4 定款第21条に基づき役員に対して、各年度の総額が100万円を超えない範囲で支給する。

(出張旅費)

第3条 評議員・役員が、その職務を行うため県外へ旅行する場合及び県内で本会事務局以外の場所で職務を行う場合は、本会旅費規程により支給する。

- 2 本会の旅費規程は、愛育保育園の旅費規程を採用し、園長に準ずるものとする

附 則

本規程は、平成5年8月14日に制定し平成5年4月1日より適用される。

附 則

本規程は、平成17年11月26日から施行する。

第3条 費用弁償は削除し、出張旅費とし改正する。

- 2、本会の旅費規程は、愛育保育園の旅費規程を採用し園長に準ずるものとする。  
を挿入する。

附 則

本規程は、平成29年3月18日から施行する。

第2条 2報酬額は、日額3,000円を5,000円(源泉税を差し引いた額)に改定する。

附 則

本規程は、平成29年6月22日から施行する。

役員報酬などに関する支給規程を評議員・役員報酬などに関する支給規程とする。

附 則

本規程は、平成30年4月1日から施行する。

第2条

3 定款第21条に基づき役員に対して、各年度の総額が30万円を超えない範囲で支給する。 を挿入する。

附 則

本規程は、令和5年6月19日から施行する。

第2条 第3項に理事長の報酬を追記し4項の総額を改正する。